

## 第4回 岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会 会議録 [要旨]

### 1 開催日時

令和3年8月6日（金）14：00～15：25

### 2 開催場所

岩手県公会堂 2階 21号室（盛岡市内丸11-2）

### 3 出席者

#### 【委員（敬称略、50音順）】

佐藤 康  
塚本 善弘（特別部会長）

#### 【専門委員（敬称略、50音順）】

及川 武芳  
宮井 久男

#### 【事務局（岩手県環境生活部県民くらしの安全課）】

総括課長	新 沼 司
生活衛生担当課長	菊 池 恭 志
主任主査	千 葉 一 成
主事	八重樫 勇 斗
主事	佐 藤 遥 斗

### 4 議 事

#### (1) 岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会会長の選任について

##### ○ 事務局

それでは、ただいまから、第4の『議事』に入らせていただきます。

本来であれば、特別部会長が議長を務めるところでございますが、特別部会長選任までの間、事務局におきまして進行させていただきます。

議事の『(1) 岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会会長の選任について』です。

審議会条例第8条第4項において準用する第3条第1項の規定により、当特別部に特別部会長を1名置くこととされており、その選出は委員の互選によることとなっております。

互選の方法について委員の方から何か提案等ありますでしょうか。

##### ○ 佐藤委員

事務局案をお示し願います。

##### ○ 事務局

それでは、事務局案といたしましては、特別部会長には、塚本 善弘委員をお願いしたいと考えております。

塚本委員におかれましては、岩手大学人文社会科学部准教授として、環境政策について幅広く精通されていることから、特別部会長に就任をお願いしたいと考えておりますが、皆様異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○ 事務局

異議なしとのことですので、特別部会長は塚本委員をお願いいたします。

それでは、審議会条例第8条第4項において準用する第3条第2項の規定により、特別部会長は会議の議長となることとなっておりますので、塚本特別部会長には、特別部会長席にお移りいただき、以後の進行は、塚本特別部会長をお願いいたします。

(2) 岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会長職務代理者の指名について

○ 塚本特別部会長

それでは、議事を進めて参ります。

議事の『(2) 岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会長職務代理者指名について』を議題とします。

特別部会長職務代理者の指名につきましては、審議会条例第8条第4項において準用する第3条第3項の規定により、特別部会長が指名することとなっております。

そこで職務代理者には、昨年度も職務代理者をお願いしており、また県内の宿泊業の一般的な動向にも詳しい佐藤康委員をお願いしたいと思います。

佐藤委員よろしいでしょうか。

(佐藤委員 承諾)

○ 塚本特別部会長

それでは、特別部会長職務代理者は、佐藤康委員をお願いいたします。

(3) 関係団体等を対象としたアンケート調査の実施結果について

○ 塚本特別部会長

続きまして、民泊条例の改正について、施行後3年を目途に決めることとしていることに関して、『(3) 関係団体等を対象としたアンケート調査の実施結果について』、事務局から説明願います。

(事務局：資料1により説明)

○ 塚本特別部会長

それでは、事務局から説明があった資料に関して、意見、質問等をお願いいたします。

○ 宮井専門委員

3点ほど伺いたいと思います。

宿泊事業法の見直しについて、国の状況に変化があったかどうかです、それを一つ聞きたい。

調査対象に対する回答件数です、この照会先からすると私は100%に近くてもいいのではないかと思っていますのですが、単なるアンケートではないと思うので催促、問い合わせしてもいいのではないかと思うのですが。

それから、県庁関係課ですね、観光・プロモーション室、農業振興課ですが、関心があるのは農業振興課です。当初から農泊に関連して、官公庁と厚生労働省が一緒になって支援しており、各地域で行う方法があると報告を受けているので、農業振興課として、条例についてどうお考えになっているのか、あるいは、関連している農泊関係事業者について、どういふ意見があるのか、農業振興課の方で支援しているものが出てくれば、検討に重要ではないかと考えております。

○ 事務局

まず、市町村から、100%の回答があってもいいのではないかというお話がありました。

市町村にも、再度回答を依頼した部分もあります。ただ、市町村によっては、今回の住宅宿泊事業法の担当課が、例えば環境主幹課であるとか、あとは福祉主幹課とか、市町村によって決めてしまっている所があり、それらの課に別々に送った照会が一つに集約されて回答されたという状況もあり、回答が無い部分もございました。

また、農業振興課からの回答につきましては、今回は、すべて「適切と思う」との回答があり、個別の意見は、出ていない状況です。

国の状況についてですか、7月29日付けで時事通信社から出されている国の動向ですが、住宅宿泊事業を行う関係団体から、上乗せ条例や法律で定めている180日の制限等を見直して、住宅宿泊事業を進めるべきでないかというような考えが出されているところですが、国からは、改正の話は出ていない状況です。

○ 塚本特別部会長

資料の1ページ目の調査対象の3番「住宅宿泊事業者」に関して、回答件数3件は、回収率が低いと考えるが、回答を催促したりはしたのでしょうか。

○ 事務局

宿泊事業者に対しましては、連絡している所はありますが、3件までしか回答がありませんでした。

○ 塚本特別部会長

住宅宿泊事業者の回答率が低かった理由というか原因は、どういう事が考えられますか。

○ 事務局

住宅宿泊事業者の回答率が低かった理由や原因につきましては、把握しておりません。

○ 及川専門委員

5番の部分の調査結果の説明があつたのですが、2年に1度、県としては、届出なので立入検査をする、その結果、傾向によって、取り組み方は、実態と併せて変わってくるべきだと思うのですが。結果についてお知らせして欲しいと思います。それによって3年に一度の見直しをする条例の部分も変わるべきかもしれないと思われまますのでお願いします。

それからもう一つお願いします、5ページの所で、私分からないのはこの住宅宿泊事業者は、届出が成立すると。届出後、すぐに営業に結び付けると思うのですが、その時に、県としてはただ全てを受け入れているのか、広さとか安全面とか衛生面、100mという条例の制限部分は確実に禁止させているとは思いますが、それ以外に何か配慮している事はあるのか。何も届出後すぐに認めていらっしゃるのかという部分を教えてほしいです。

それからもう一つですが、私も簡易宿所をやっている身なのですが、事業者は、旅行サイトを通じてやっているのがほとんどです。特に民泊とか農泊とか、そういう事を行っている方々は、旅行サイトに登録して一割とか二割払いながら受け入れていると思うのですが、この辺の実態は、どう掴んでいるのか、聞かせて欲しいと思います。

○ 事務局

一点目は、立入検査でございますが、県の方で定期的に施設には確認に行っており、その結果についても全部集約をして年間に取りまとめを行っております。内容について、もし不適切な所があれば、改めて訪問して情報を集約しております。旅館業に関していえば、旅館業で規定されている水質の関係の検査など、そういった事から始めまして、衛生が担保されているとか、必要な届出が出されているとかを確認しており、住宅宿泊事業を行っている事業者を含め確認をしているところですが、大きく問題になっているという報告は受けていないところでございます。

二点目は、住宅宿泊事業で届出をしたあとですが、届出をすればスタートして良い事になっていますが、岩手県の扱いとしては、届出があつた後で、施設に立ち入りをして、衛生が担保されているかを確認した上でスタートするように対応している所でございます。

最後に、旅行サイト経由での予約の話をいただきましたが、実態等につきましては、県の方では把握していない所でございますので、そういった所は皆様方から要望があれば伺いながら今後対応等につなげていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○ 塚本特別部会長

5ページ目の自由記載の部分ですが、二つ目の市町村教育委員会事務局の記述で、二段目の「市・県外等の学校における研修活動等で宿泊させる場合などは、身分や目的が十分に把握可能であることから、教育活動を妨げることにならないような配慮も必要と思われる。」とされているところで、研修旅行の関係で、名簿を学校とかで作って宿泊事業者に提出する。この意見は、学校の方からそういった宿泊者名簿を作るのが面倒だとか手間だと

か、そういった意見があったからこういう意見が出てきているのか、それとも、事務局の職員の考えか。学校の方ではそういった名簿を作るのは、当たり前だと思うがいかがか。

○ 事務局

こちらの意見は、市町村の教育委員会から連絡がありまして、「わざわざ来て頂いているのにそういった手間をかけてしまっていることが申し訳なくて、修学旅行の先生とかに負担をかけているのではないかというような考えがあったところ。できるかぎり、負担をかけないような制度にしてほしいというような意見です。」というようなお話を頂いたところでした。実際、利用されている方から手間がかかってしょうがないとか、そういったものではないと考えております。

○ 塚本特別部会長

同じページの下の方の市町村環境主管課からの意見で、都市部と地方ではという記述、表面的には、大都市と岩手のような地方というような感じの意見があると思うのですが、岩手県内でも都市部の盛岡は、人口の多い市街地での都市型の民泊と、農村のエリアでの農泊とはやはり違うと思うのですがそのあたりはどうでしょうか。岩手県内でも分けて考える必要があるかなという感じがするのですがいかがでしょうか。

○ 事務局

岩手か東京かというような考えがありますけれども、岩手県内の市町村別の住宅宿泊事業の取りまとめた資料がございますので、ご覧いただければと思います。

お配りした表でございますが、岩手県の場合、都市部とそうでない所というよりは、住宅宿泊事業が盛んなエリア、特に県南地区が多いというような状況でございますので、傾向を見ながら、今後、様々な対応にあたっていければと思っております。

都市圏とそうでない所という点では、住宅宿泊事業を盛んにやっているエリアが、当然ながら住宅宿泊事業の届出が多いと考えております。

○ 塚本特別部会長

県内で農泊を利用されている所と、農泊じゃない都市型の民泊とですね、コロナ渦の影響の差はないですか。

○ 事務局

実際に宿泊をわかっておられる皆様が詳しいかと思いますが、当然コロナ渦の影響というのは、すべからく皆さん受けていらっしゃるかと考えております。

○ 佐藤委員

県内の宿泊業、旅館・ホテル業の現状でございます。今現在、コロナ渦でございますので、規模の大型、それから中型それから、零細どの業界も、やはり大半が月の半分は休む形になっております。自由記載でございます、住宅宿泊事業者も「開業はしたものの新型コロナウイルス感染症の流行により宿泊は受け入れられない。」との状況は、ほぼ同じでございます。

それと、やはり修学旅行、いわゆる教育旅行ですが、教育旅行そのものも、規制がかかっております。特に県をまたいでの旅行は、去年は、惨憺たるありさまでございまして、県とか県教委さんのほうも、まず県内の学生は県内というように、緊急に対策を組んできましたので、沿岸から内陸、内陸から沿岸という対応を取らせて頂いております。

そして、いわゆる教育旅行の問題でございますが、基本、教育旅行関係は旅行会社を通してのケースがほとんどです。ですから、学校と我々が直でお話しするケースがあまりございませんので、こういった名簿をもとに、どの部屋にどの生徒さんが泊まるかまで我々は把握しております。それくらいまで、学校も徹底してやられておりますので、学習旅行の事業者も住宅宿泊事業者も、最近では、農業体験、漁業体験というような事で大都市圏からも、ここ数年、本県にだいたい学生が来ておりますが、同様の手続きが取られても全然問題ないものと思います。

○ 塚本特別部会長

まず、アンケート結果はですね、全体的に見れば市町村関係課の回収率だとか、住宅宿泊事業者の回収率が低いと気になる部分はありますが、全体的に回収率が3分の2ぐらいで、各設問の制限に対するパーセンテージも「適切」とする答えが圧倒的な数値という事で、アンケート結果は、全体的に「適切」という感じによろしいのではないかと思います。

(4) 条例を制定した道府県を対象としたアンケート調査の実施結果について

○ 塚本特別部会長

次に、『(4) 条例を制定した道府県を対象としたアンケート調査の実施結果について』、事務局から説明願います。

(事務局：資料2により説明)

○ 塚本特別部会長

それでは、事務局から説明があった資料に関して、意見、質問等をお願いいたします。

○ 塚本特別部会長

18 県を対象に調査をされて、13 県から回答があり、逆に5 県回答のなかったということだが、回答のなかった5 県に関して事務局の方でコメントや何か問題があった等の情報は得ているのですか。

○ 事務局

すべての県の条例等の状況については、国の照会があり情報をいただいておりますが、その内容について大きな変更等は出ていないところであり、問題があった等の情報はございません。

○ 及川専門委員

質問4の違法民泊があった場合、それぞれの道府県の対応の仕方が回答に記載されているが、岩手県の場合は、業務停止命令とか公表とかそういった対応を考えているのでしょうか。

○ 事務局

違法民泊については、営業の届出の無い事業者が、勝手に事業を行っている状態ですので、取締りの方法としては、旅館業法第7条2項の立入検査や第7条の2第3項の業務停止命令、実際の違反があれば罰則が加えられるものと考えています。

○ 及川専門委員

どちらかという警察が対応するような形になるということでしょうか。

○ 事務局

法律に基づいて、まずは立入検査をして、業務停止命令などの対応を行い、命令に応じない場合等は警察にも御協力をいただくような流れになっています。

○ 及川専門員

旅館業法に従って対応するという捉え方でよいでしょうか。

○ 事務局

今までそういった事例はないですが、そのような対応をとることになります。

○ 佐藤委員

資料の説明をしていただいている、数年前に、海外のお客様でとくに中国からの違法民泊が埼玉県で大変多く、県が取締りを行ったことがあった。その後、違法民泊事業者がどこに逃げたかという、群馬県に逃げてしまった。ただ、コロナ禍で一斉に潮を引くように撤退していき、ここにも書いてあるとおり、報告ものが遅れてしまうだとか、廃業届を出さないだとかということがあった。

ありがたいことに、まだ本県を含めて島根県、和歌山県、高知県あたりは、比較的被害がないところが結構あるので、対応策に関しては十分本県でも考えられると思いますから、とりあえずはこういった報告に関しまして、私も参考とさせていただきます。

○ 塚本特別部会長

他の都道府県さんが挙げてきた意見等はおおむね大きな問題はなく、あるとしても事務処理上の課題がほとんどで、条例の改正に関わるような問題点、事案はなさそうですし、コロナ禍が続いているということもあって、この結果を見ると、岩手県の条例改正に関わるようなことはないということによろしいかと思えます。

(5) 住宅宿泊事業法施行条例の施行状況等について

○ 塚本特別部会長

次に、『(5) 住宅宿泊事業法施行条例の施行状況等について』、事務局から説明願います。

(事務局：資料3～5により説明)

○ 塚本特別部会長

それでは、資料3から5に関して、御意見、御質問等をお願いいたします。

○ 宮井専門委員

宿泊日数実績の中で農泊の宿泊者数・日数は、何件くらいか。

○ 事務局

現時点で詳細を把握していないため、後日ご報告させていただきます。

○ 塚本特別部会長

宿泊実績について令和2年12月から令和3年1月は微増となっているが、G o T oの影響ですか。

○ 佐藤委員

お見込みのとおり、G o T oの影響だと思われます。

○ 塚本特別部会長

廃業の状況について、廃業しているのは農泊か、それとも宿泊関係でしょうか。

○ 事務局

廃業の件数は、コロナの影響が1件で、その他はコロナ以外となりますが、1件は旅館業に変わったことによる。客が来なかったり、住宅の劣化であったりということが要因です。釜石は、何か特徴があって多いということではないと考えますが、釜石では、取得している件数もそれなりに多いので、廃止件数も多くなっている状況にあります。

○ 塚本特別部会長

ワールドカップの影響もあるでしょうか。

○ 事務局

沿岸地区においては、ワールドカップに関して相談等が、特出して多いと認識しています。

○ 宮井専門委員

表面に出てきている苦情は、あるでしょうか。

○ 事務局

住宅宿泊事業が始まった直後、苦情が1件あったが、それ以降は把握しているものはない。

○ 宮井専門委員

表面に出ないものもあると思うが、それを把握するシステムも必要ではないでしょうか。条例を考える場合に、重要と思われることから、振興局から状況を聞いて頂きたい。

○ 事務局

苦情に関しては、立入検査等、監視の目が来ると事務所の方に認識してもらっている。苦情に関しては市町村に第一報が行くことが多い。そちらと連携を密にして情報を速やかに把握していきたいと考えます。

○ 宮井専門委員

コロナ禍であり、そのような状況ではないが、今後、アンケート等も必要ではないでしょうか。

○ 事務局

コロナ禍で、実際に民泊を経営する方は少ないと思われるので、コロナが落ち着いた状況で、そういった対応も引き続き検討していきたいと考えます。

○ 塚本特別部会長

議題の4に関する質疑は終了とします。

## 5 その他

○ 塚本特別部会長

次に、5の『その他』ですが、委員の皆様から何かございますか。

○ 塚本特別部会長

それでは、以上をもちまして議事等を終了させていただきます。進行への御協力をいただき、ありがとうございました。

進行を事務局へお返しします。

○ 事務局

長時間にわたる御議論と、様々な貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。論点に係る検討については、本日頂いた意見をもとに、事務局において報告書案を整理いたしまして、今年度中に改めて開催する予定の特別部会において委員の皆様にご議論をお願いしたいと考えておりますので、また引き続きよろしくお願いいたします。

○ 及川専門委員

もう一つだけ、議題以外で意見を言ってよろしいですか。議題のその他という事なので。特別部会ってというのは、法令的な部分の検討の部会だと思っているので、議題の中で言うのは変かなと思いましたが、言わせてもらうのですが。

先程、アンケートは取っているのですけれども、その声が、遠慮している方の本当の声かどうか、それから利用している人たちの声なのかどうか、そういうあたりをやっぱり我々は把握しないと、アンケートを取ったから、実態はこうですよ、というようなのが本当なのかどうかというような、疑問符を打った委員会の取り組みを展開してもらったほうがいいのかかなと思われまます。そこで、どうしたらいいのかと私なりに思うのですけれども、今回、今までの資料を見せて貰いましたが、創立当初は県内で30件のスタートで民泊事業を進めているのですが、今60件ということですけど。そういう全県としての、協議会みたいなものを立ち上げてもらえば、その人達に声を拾う機会がすごく増えます。それから、全県の姿勢として手引きとかガイドラインとか営業の相談、それから、営業の、例えば衛生面にしても、取り組みの中で違う県から来た人たちが、コロナがなくなった時の事を考えると、お客さんにいいなと思ってもらえるようなことを推進していくという事においても、指導も一貫性があるし、県としても一つ、一貫性のある取り組みが出来ると思われるので、できればその60の営業の方々に集まってもらって協議会みたいなものを立ち上げてもらえばすごく本物の流れがスムーズにいきます。そして、そういう所に情報を把握してもらい、資料として提出してもらえばすごく意見とか声を拾った形で出来るのかなと思います。

それから、もう2点目ですが、特別部会としては関係の無い事なのですが、観光政策としての県の、4つの方向性とか打ち出されているのですが、そういう中には民泊をどう捉えてコロナが収束した後、県としては民泊をどうしたいのか、やはりそのあたりを我々は、前向きにやっていくのか、規制の方が強くなければ、方向性が変わってくるような感じがするので、そのへんも次回までに明確になるのであれば、していただきたいと思っております。

○ 事務局（総括課長回答）

大変貴重なご意見ありがとうございました。協議会の立ち上げについては、官主導で立ち上げると、官主導のままでということもございまして。理想は、自発的に立ち上げるところをお手伝い出来ればというような所はございます。例えばグリーンツーリズムの協議会とかもございまして、そういった所の事例を参考にさせて頂きながら、宿題として、引き取らせて頂きたいと思っております。

観光政策への位置づけの所でございます。この環境審議会の民泊部会の性格から言うと、立ち上がりのところではどちらかというと、規制の方が強いような施行条例の形になっているところが現状というふうに考えている所でございます。ただ、規制ばかりという事ではな

く、規制と観光をどういうふうに、うまく融和させていくかという事で、商工サイドとの擦り合わせをしながら、条例の施行状況のところは検討を更に進めていきたいと考えている所でございます。

○ 佐藤委員

関連してでございますけれども、私も本県の商工観光審議会の副会長として、審議会の方のメンバーもしくは観光プロモーション室の室長、皆様方にちょっとそのお話をしていきます。今までそういった民泊というふうな切り口ではですね、担当課の方から話がなかなか出てこなかったものでございますので、やはり、これからのですね、新しい形の本県の観光というふうな事に関しましては、これは本当に必要な事だと思いますので、改めて議題にのせて頂けるように陰ながら尽力させていただきたいと思います。

6 閉会

○ 事務局

どうも、ありがとうございました。今、ご意見を頂戴いたしましたし、宿題も抱えているところでございます。それも含めまして、今回の条例に対しての方向性という所も取りまとめた上でまた、様々なご意見を頂きながら、対応していきたいと考えております。

それでは、以上をもちまして特別部会の日程を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。